

鳥取縣公報

縣令

昭和二十一年十二月廿七日
第千七百七十四號

金曜日

本報ノ大キサハ規定規格外ナリ

◇鳥取縣令第九十五號

醫師會及び齒科醫師會令施行細則を次のやうに定める。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林

敬

三

醫師會及び齒科醫師會令施行細則

第一條 醫師會及び齒科醫師會令第六條による設立認可申請書には會則案の外設立總會における議事録の謄本を添付しなければならない。

第二條 醫師會の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第三條 醫師會の收支豫算、收支決算醫療報酬の標準額及び會則の變更については議決後十日以内に知事に届出をしなければならない。

毎年四月末日迄に前年内の會務の状況並びに財産表を知事に報告しなければならない。

第四條 醫師會は總會を開催しようとするときは日時場所及び附議する議事案を開會七日前迄に知事に届出をしなければならない。但臨時緊急の場合は開會前迄に届出をすることができる。

總會において議決した事項は議事録の謄本又は抄本を添へて十日以内に知事に報告しなければならない。

第五條 醫師會は重要な財産及び營造物の造成管理方法及び處分に關する議決をしたときは、その事項を記載して十日以内に知事の認可を受けなければならない。

第六條 左の場合においては十日以内に知事に届出をしなければならない。

一、醫師會及び齒科醫師會令第三十五條により會員に對し懲戒の議決をなしたときは被處分者の氏名懲戒の種

別事由並びにその年月日

二、事務所の位置を選定し若しくは変更したときはその年月日及び所在地名

三、役員を選定し若しくは役員に異動を生じたときはその年月日役名及び氏名

第七條 醫師會の總會には當該吏員を臨席させることがある。

附 則

本令は公布の日からこれを施行する。

大正八年十一月鳥取縣令第五十四號醫師會令施行細則及大正九年五月鳥取縣令第四十三號齒科醫師會規則施行細則はこれを廢止する。

◇鳥取縣令第九十六號

國民醫療法施行細則を次のやうに定める。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林

敬 三

國民醫療法施行細則

第一條 國民醫療法施行規則(以下單に規則といふ)によ

つて知事に提出する書類は所轄警察署を經由しなければならぬ。

第二條 知事に提出する書類に添付する圖面は縮尺二百分の一以上にしなければならない。

第三條 規則第三十八條第五項の規定によつて許可を受けようとするときは左の各號の事項を記載して申請しなければならない。

- 一、開設者の本籍、住所、職業、氏名、生年月日(法人にあつてはその名稱事務所々所在地、代表者の本籍、住所、氏名、生年月日)
- 二、病院又は診療所の名稱及び所在地
- 三、診療科名
- 四、許可を受けようとする事項及び其の理由

第四條 病院又は診療所であつて左の場合においてはその許可を取消すことがある。

一、規則第四十一條によつて許可を受けた後六ヶ月を経過しても開設しないとき

二、正當な事由がなくして竣功の豫定期日を變更したとき

第五條 規則第四十五條の規定によつて他の醫師に病院又は診療所を管理させようとするときは左の各號の事項を記載して申請しなければならない。

- 一、開設者及び管理者の本籍、住所、氏名、生年月日
- 二、病院又は診療所の名稱及び所在地
- 三、開設者が自ら管理することが出来ない理由、開設者が自から管理するに到つた時は遲滯なく届出をしなければならぬ

第六條 規則第四十八條但書の規定によつて許可を受けようとするときは左の各號の事項を記載して申請しなければならない。

- 一、病院の名稱及び所在地
 - 二、診療科名
 - 三、入院中の患者數
 - 四、醫師を宿直させる事の出来ない事由及びその期間
 - 五、救急處置の方法
- 前項の許可は診療科名を變更したときはその効力を失ふ
- 第七條 規則第四十九條但書の規定によつて許可を受けよ

うとするときは左の事項を記載して申請しなければならない。

- 一、申請者の住所氏名
- 二、病院又は診療所の名稱及び所在地
- 三、各病室の患者收容定員
- 四、收容しようとする患者の住所、氏名、生年月日、病名及び收容日時
- 五、出願の事由

第八條 規則第五十一條但書の規定によつて許可を受けようとするときは左の事項を記載して申請しなければならない。

- 一、開設者の本籍、住所、氏名、生年月日
 - 二、病院又は診療所の名稱及び所在地
 - 三、診療科名
 - 四、最近一年間における一ヶ月平均入院及び外来患者の延人員
 - 五、專屬の藥劑師を置くことの出来ない理由
- 第九條 病院又は診療所の構造設備は規則第五十二條の規

定による外左の各號によらなければならない。
但し用途又は土地の状況によつて本條の適用につき斟酌
することがある。

- 一、病室ある建物の周圍にはその建物の高さ以上の空地
をおくこと
- 二、病室ある建物及び外牆には適當な非常口を設け扉は
外開きとする事
- 三、屍室を設けるときは病室より十米以上の間隔を保つ
てその地盤は厚六種以上の「コンクリート」叩とし排
水口を設け内壁は間隔のない板張とすること
- 四、井戸は便所及び汚物溜から六米以上の間隔を保つて
井戸の周圍は三米以上厚さ六種以上の「コンクリート」
叩とすること

第十條 精神病院及精神病室の構造設備は規則第五十三條
及び前條の規定による外左の各號によらなければならない。
但し土地の状況によつて本條の適用について斟酌す
ることがある。

- 一、敷地の周圍には高さ二米以上の堅固なる牆壁を設け

ること
二、適當なる運動場及び娛樂室並びに面會室を設けるこ
と

- 三、病室は平家建とすること
- 四、病室は性別として適當に遮斷すること
- 五、精神病室と他の一般病室とを同一建物に併置する場
合は壁で遮斷すること
- 六、各病棟毎に看護人室を設けること
- 七、患者用浴室を設けること
- 八、重症室、傳染病室及び屍室を設けること
- 第十一條 傳染病室及び傳染病院の構造設備は規則第五十
三條及び本令第九條の規定による外左の各號によらな
ければならない。

- 一、敷地の周圍には高さ二米以上の牆壁を設けること
- 二、病室は平家建とすること
- 三、病室の床及び側壁は間隔のない板張その他消毒洗滌
に適する構造とすること
- 四、病棟の出入口には消毒藥、消毒器具、豫防衣及び履

物等を常備すること

- 五、適當の場所に貯氷所、碎氷所を設けること
- 六、病毒の傳播を防止するに必要な隔壁をもつて區劃
した未消毒品及び既消毒品置場を設けること
- 七、飲食用器具、衣類、寢具、其他病毒に汚染した物件
の消毒に必要な装置をすること
- 八、汚物の焼却装置をすること

附 則

本令は公布の日からこれを施行する。

昭和十三年九月鳥取縣令第四十五號診療所取締規則施行細
則はこれを廢止する。

◇鳥取縣令第九十七號

鳥取縣水産製品検査規則を次のやうに定める。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林

敬 三

鳥取縣水産製品検査規則

第一條 この規則で水産製品と稱するは左に掲げる品目で
水産製品検査吏員（以下検査吏員と稱する）と稱するは

知事より水産製品の検査を命ぜられた者を謂ふ。

一、節 類

鯖 節

削 節

二、魚類乾製品

素乾鰯

素乾鯨

素乾蝦（乾あみを含む）

煮乾鰯（鰯節を含む）

煮乾鯨

煮乾蝦

鹽乾鰯

鹽乾鯨

鹽乾鱈

其の他魚類乾製品

三、魚類塩藏品

塩 鰯

鹽 鯖	九、加工昆布
塩 鱈	十、海 藻
塩しらす	てんぐさ
其の他魚類鹽藏品	おごのり
四、しか製品	あみくさ
錫	しぎす
鹽藏いか(塩乾錫、塩藏ゆでいかを含む)	えごのり
伸 錫(伸脚錫、伸耳錫を含む)	十一、魚 油
刻 錫	十二、水産動物質肥料
五、水産煉製品	鱈及鯖粕
蒲鋒類	其の他魚粕
焼竹輪	魚荒粕
六、鹽辛製品(鯖卵を含む)	其の他水産動物質肥料
七、澁海苔(岩海苔)	水産動物粉末肥料
八、和布製品	第二條 本縣内で生産した水産製品は別に定てある検査標
板 和 布	準に依つて荷造結束を爲しこの規則に依つて検査を受け
味付和布	なければ之を製造場外に搬出したり又は現在所より移動
其他和布製品	することは出来ない。但し左の各號の一に該當するもの

は此の限でない。	五、虫害鼠害又は變質したもの
一、博覽會共進會又は品評會に出品するもの	第五條 検査は水産製品の製造場又は其の現在所で検査吏員が之を行ふ。但し知事が必要であると認める場合は別に検査場所を指定することがある。検査吏員は其の職務をなすときは第一號様式の水産製品検査吏員證を携帯せねばならない。
二、官公署で調査又は試験研究に供するもの	第六條 検査吏員は自己に直接利害の關係がある者の所有又は占有する水産製品の検査を行ふことが出来ない。
三、法令の規定に依つて官公署に引渡すもの	第七條 検査は日出後より日没迄の間で申請の順序に依つて之を行ふ。但し特別の事由がある場合は此の限りでない。
四、特別の事由に依つて検査免除の承認を受けたるもの	第八條 検査を受けんとする者は第二號様式に依り検査申請書を知事に提出せねばならない。但し特別の事由がある場合は口頭を以て申請することが出来る。
但し第一號に該當する水産製品を製造場外に搬出したときは其の旨遅滞なく検査吏員に届出なければならない。	第九條 検査は別に定めた検査標準に依つて之を行ひ左の等級を附する。
第三條 縣外で生産した水産製品で検査の證憑がないもの又は證憑があつても縣内で改装したもの又は之を本縣で生産したものとする。	一、節 類
第四條 検査済水産製品であつても左の各號の一に該當するものは更に検査を受けなければ之を製造場外に搬出したり又は現在所より移動することが出来ない。	① 鯖 節 合格(上並) 不合格
一、荷造結束を改め又は毀損したるもの	
二、検査證票、検査證若は検査印又は等級印の不明となつたもの	
三、検査證票、検査證又は罐蓋を毀損若は亡失したもの	
四、重量又は容量に著しき増減のあつたもの	

- (四) 削節、鯉削節、惣田削節、鯖削節、皮荒削及粉末 合格(上、並) 不合格
- (ハ) 鰻削節 合格(上、並) 不合格

- 鹽 鯖
- 鹽 鱈
- 鹽 鱈

- 其の他魚類鹽藏品 合格(上、並) 不合格
- 四、いかに製品
- (イ) 鰻 一等 二等 三等
- (ロ) 塩藏いか(塩乾鰻、鹽藏ゆでいかを含む) 合格、不合格
- (ハ) 伸鰻(伸脚鰻、伸耳鰻を含む) 刻鰻 一等 二等

- 二、魚類乾製品
- 素乾鰻
- 素乾蝦(乾あみを含む)
- 煮乾鰻(鰻節を含む)
- 煮乾鰻
- 煮乾蝦
- 塩乾鰻
- 塩乾鰻
- 塩乾鰻
- 鹽乾鰻

- 五、水産煉製品
- (イ) 蒲鋒類 一等 二等 三等
- (ロ) 焼竹輪 一等 二等
- 六、塩辛製品(鯖卵を含む) 合格 不合格
- 七、漉海苔(岩海苔) 一等 二等 三等 四等
- 八、和布製品
- 板和布、味付和布、其の他和布 一等 二等 三等 等外

- 三、魚類塩藏品
- 鹽 鰻
- 其の他魚類乾製品 合格(上、並) 不合格

- 九、加工昆布 合格 不合格
- 十、海 藻
- てんぐさ
- おごのり
- あみくさ
- いぎす
- えごのり

- 十一、魚 油 一等 二等 三等 等外
- 十二、水産動物質肥料
- (イ) 鰻搾粕、魚荒粕 一等 二等
- (ロ) 其の他魚粕 一等 二等
- (ハ) 魚 荒 粕 一等 二等
- (ニ) 水産動物粉末肥料 合格 不合格

第十條 受検者は別に定める検査手数料を鳥取縣水産製品検査手数料證紙によつて納付せねばならない。

第十一條 受検者又は其の代理人は検査に立會ひ検査吏員の指揮に従はねばならない。検査の爲に特別な費用は受

檢者の負擔とする。

第十二條 検査吏員検査したときは其の種類及等級に應じ左の各號に依つて處理せねばならない。但し等級印を押捺することができないものは之を省略することが出来る。

- 一、節類(削節を除く)魚類乾製品、魚類塩藏品、いか製品、加工昆布、海藻(和布製品、漉海苔を除く)水産肥料は第三號様式の等級印を包装の要部に押捺し、第四號様式の検査證票を受検者に交付する。但し第三號様式の等級印に代へて第五號様式の検査印を押捺することができる。前號手續の外煮乾鰻は第七號様式甲印を塩乾鰻は第七號様式乙印を検査證票の要部に押捺する。
- 二、削節、塩辛製品(鯖卵を含む)には第九號様式の検査證又は第五號様式の検査印を押印し且第四號様式検査證票を受検者に交付する。
- 三、和布製品、漉海苔、煉製品は第六號様式の検査證及第四號様式検査證票を受検者に交付する。

00274

四、石油罐入魚油は第八號様式の罐蓋及第四號様式の検査證票を受検者に交付する。受検者は検査済品一個毎に交付を受けた検査證票に住所氏名又は名稱若は商號を記載の上結付し又は一把毎に貼付し罐蓋は蠟付せねばならない。

第十三條 受検者で検査の結果に異議があるときは、左の事項を具して検査終了の日より起算し七日以内に再検査を知事に申請することが出来る。

一、前検査吏員の氏名

二、検査を受けた年月日及場所

三、品名及數量

四、異議の事由

再検査の申請書は其の水産製品の検査を爲した検査吏員を経由して提出する。再検査の決定に對しては異議を申立ることが出来ない。

第十四條 前條の規定に依つて再検査の結果前検査と同一の決定があつたときは、更に第十條の規定によつて検査手数料を徴収する。検査吏員は再検査によつて検査等級

を改めるときは第十一號様式の消印で等級を抹消し改めて第十二條の手續をなさねばならない。

第十五條 検査吏員が必要があると認めるときは検査済品に付再検査を行ふことが出来る。

第十六條 検査又は再検査に依つて損害を生ずることがあつても縣は賠償の責を負はない。

第十七條 第二條第一項第四號の検査免除を受けんとする者は検査免除願を検査吏員を経由して知事に提出せねばならない。

知事検査免除を爲したるときは第十號様式の検査免除證を交付する。

第十八條 水産製品にはこの規則で定めた等級印、検査印

検査證、検査證票又は罐蓋に類似のものを押捺結付又は

蠟付してはならない。

第十九條 等級印又は検査印を押捺した包装材料は検査吏員の檢閲を受けて其の證印を抹消したものでなければ再び水産製品の包装に使用することができない。

第二十條 運送業者又は運送取扱者は検査を受けない水産

00275

製品の運送又は運送取扱を爲すことが出来ない。

第二十一條 検査吏員この規則に違反の事實があると認めるときは水産製品の現在所に臨檢し、帳簿の査閲を爲し必要がある場合は水産製品の保管運搬若は輸送の停止を命じたり又は朝日及場所を指定して之を逆送せしめることが出来る。

第二十二條 左の各號の一に該當する者は五拾圓以下の罰金又は科料若は拘留に處する。

一、第一條、第四條、第十七條、第十九條、第二十條の規定に違反した者。

二、不正の手段に依つて検査を受け又は故意に検査済品の品質を低下させ若は重量を増減せしめた者。

三、第二十一條の規定に依る臨檢又は帳簿の査閲を拒み若は命令に服しない者。

四、正當の理由がなく等級印、検査印、検査證、検査證票又は罐蓋を塗抹改竄除去若は毀損した者。

第二十三條 水産製品の所有者又は占有者は其の代理人、戸主家族、同居者、雇人、其の他の従業者がこの規則に

違反したとき、自己の感知せぬ理由であつても其の責を免れることができない。

第二十四條 水産製品の所有者又は占有者い未成年者又は禁治産者であるときは、之に適用する處罰は其の法定代理人に之を適用する。但し其の業務に關し成年者と同一能力を有する未成年者に付ては此の限りでない。

第二十五條 この規則に依つて法人に適用する罰則は其の代表者又は清算人に之を適用する。

附 則

此の規則は公布の日から之を施行する。
昭和十六年六月鳥取縣令第二十六號水産製品検査規則は之を廢止する。

第一號様式

検査吏員證 (厚紙白紙)

第 號
官職 氏 名
水産製品検査吏員證
鳥 取 縣

縦 九 種
横 五、五種
證票の表面には縣印を押捺するものとする

第二號様式

検査申請書

証紙内譯	計	五圓	壹圓	五拾錢	拾錢	五錢	壹錢	水産製品検査申請書
枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	一、品名
七、手数料	金	圓	錢	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	二、數量
六、仕向地	金	圓	錢	検査終了年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	三、受檢地
五、生産者	氏 名	氏 名	氏 名	郡 村町 番地	郡 村町 番地	郡 村町 番地	郡 村町 番地	四、受檢希望日時
四、受檢希望日時	年 月 日	年 月 日	年 月 日	郡 村町 番地	郡 村町 番地	郡 村町 番地	郡 村町 番地	五、生産者
三、受檢地	郡 村町 番地	郡 村町 番地	郡 村町 番地	鳥取縣知事	鳥取縣知事	鳥取縣知事	鳥取縣知事	六、仕向地
二、數量	郡 村町 番地	郡 村町 番地	郡 村町 番地	受檢者 氏 名	受檢者 氏 名	受檢者 氏 名	受檢者 氏 名	七、手数料
一、品名	郡 村町 番地	郡 村町 番地	郡 村町 番地	殿	殿	殿	殿	金

いならなばれけなし付貼を紙證に面裏

第三號様式 等級印

一等	二等	三等
1	2	3
四等	並	格外
4	並	格外
外等	合格	格外
外等	合格	格外

毛判 高 一〇種 横 一五種

等級印の肉色は黒色とする

第四號様式

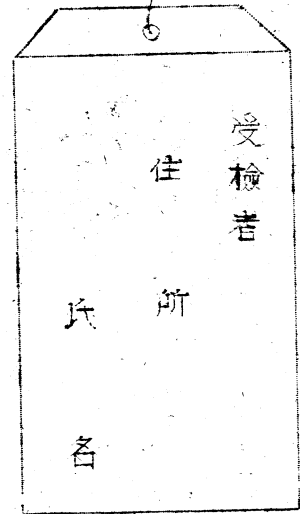
検査證票 (厚質紙)

縦二七種 横七種

面 甲



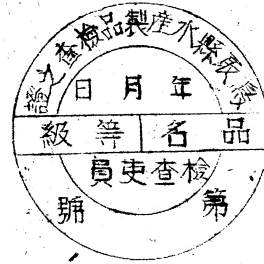
面 乙



第五號様式

検査印

(ゴム製)

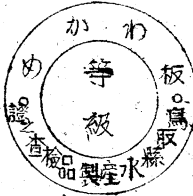


圓の外徑 七種

第六號様式

検査證

板わかめに貼付せなければならぬ

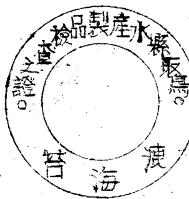


味付わかめに貼付せなければならぬ



外圓の徑二〇種

地色一等赤色
地色二等紫色
地色三等青色
地色四等黒色



外圓の徑二〇種

地色一等赤色
地色二等紫色
地色三等青色
地色四等黒色

乾海苔に貼付せなければならぬ

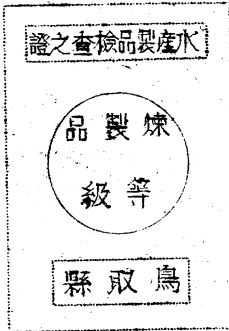
第七號様式

甲印

ゴム印

乙印

凍製品に貼付せなければならぬ



圓の徑一、一、二、三、四種

甲 一等 二等 三等

一等 四内は赤地白抜き四周用は赤波型模様
二等 四内は紫地白抜き四周用は紫波型模様
三等 四内は青地白抜き四周用は青波型模様

乙 上 並

上 圓内は緑地白抜き四周用は緑波型模様
並 圓内は黒地白抜き四周用は黒波型模様

第八號様式

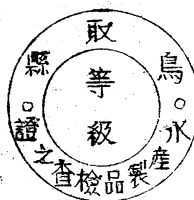
蓋

大羽

中羽

半干

上干



鉄力其他金屬板を使用する

外輪は直径五・二五種
内輪は直径三・二種

第九號様式 検査證

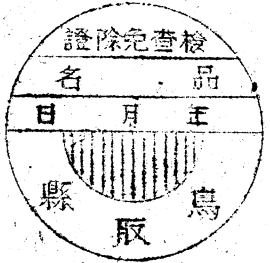
鳥取縣水産製産品検査證

第五号様式に依る
等級印捺印箇所

種類	製年月日	重量	生産者氏名

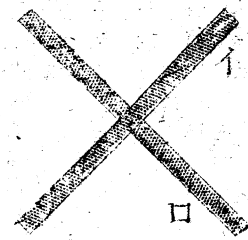
六 糶

第十號様式 検査免除證印 (ゴム印)



直径四〇程

第十一號様式 消印 (毛判)



イの長さ八糶
ロの長さ八糶

鳥取縣令第九十八號

大正四年四月鳥取縣令第十五號鳥取縣立農事試驗場規程中
次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林

敬 三

本則中「技師技手」を「地方技官」に「主事補」を「地方
事務官」に改める。

鳥取縣令第九十九號

左の縣令はこれを廢止する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林

敬 三

大正三年十一月縣令第三十四號 賣藥取締法令施行細則

明治卅五年十一月 同第六十五號 人工甘味質取締規則施行細則

明治四十一年十月 同第六十八號 藥種商製藥者取締規則

大正十五年七月 同第一百十三號 開墾地移住獎勵規程

昭和三年四月 同第三十八號 耕地整理完了事務指導
手數料規程

昭和十八年十一月 同第六十三號 第二次食糧増産緊急土
地改良事業補助規程

昭和十九年十月 同第六十五號 第三次食糧増産對策土
地改良事業補助規程

昭和十六年七月 同第三十四號 鳥取縣雜穀配給統制規
則

昭和十六年十月 同第六十一號 諸類配給統制規則施行
細則

昭和十六年十二月 同第六十八號 米穀管理規則施行細則

昭和十六年五月 同第三十九號 鳥取縣農作物作付制限
規則

大正三年六月 同第二十三號 害虫驅除豫防法施行細
則

昭和二十年一月 同第六十一號 農地作付統制細則

昭和十六年二月 同第七號 青果物配給統制規則施行
細則

昭和十六年十月 同第五十二號 鳥取縣青果物配給統制
規則

明治二十年六月 同第九十號 同業組合規則

昭和四年六月 同第四十六號 農業倉庫補助規程

昭和六年二月 同第四號 失業救濟農山漁村臨時
對策低利資金貸付規程

00282

昭和十九年十一月 同第七十號 農業會女子技術員資格試驗規程
 昭和二十年七月 同第三十八號 藝妓娼妓酌婦等紹介營業取締規則

條例

◇鳥取縣條例第二十二號

昭和十五年鳥取縣條例第五號鳥取縣稅賦課徵收條例を次のやうに改める。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣稅賦課徵收條例中改正條例

第十條第十四號中「百分ノ七」を「百分ノ五」に改める。
 第十二條第五號中「及賦課期日ノ屬スル年ノ前年度ノ決算ニ於テ利益配當ガ拂込金額ニ對シ年四分ニ滿タザル會社ノ電柱」を削る。
 第十六條ノ二中「翌月十五日迄」を「其ノ月分ヲ別記第六號様式ニ準ジ作製ノ上翌月十五日迄」に改める。
 第二十九條中第二項を削る。

第三十一條中「三十錢」を「一圓」に改める。
 第四十九條中第二項を次のやうに改める。
 2 電氣稅ノ特別徵收義務者(電氣事業者)ハ毎月二十日迄ニ其ノ月分ノ賦課額其ノ他必要事項ノ別記第二十號ノ三様式ニ依リ知事ニ報告スベシ

別記様式中「第七號ノ二様式」を削リ「第二十八號ノ三様式」を加へる。

附則中「立木伐採稅及電氣稅ノ關係規定に付ては昭和二十一年十月一日より之を施行する」を「電氣稅ノ關係規程については昭和二十一年十月分より、立木伐採稅關係規程については昭和二十一年十一月一日よりこれを施行する」に改める。

附則

この條例(立木伐採稅及び電氣稅の規定を除く)は昭和二十一年度分よりこれを適用する。

第二十八號ノ三様式

電氣稅賦課徵收狀況報告

昭和 年 月分

00283

電氣料金額	免稅額	賦課稅額	前月分(月)拂込濟額	備考

右及報告候
 昭和 年 月 日
 特別徵收義務者 住所氏名
 知事宛

◇鳥取縣條例第二十三號

使用料手數料ニ關スル細則中改正ノ件
 明治三十五年鳥取縣令第五十九號使用料手數料ニ關スル細則中次のやうに改め公布の日よりこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

使用料手數料ニ關スル細則中改正條例
 第一條第二項中「拾錢」を「壹圓」に改める。

告示

◇鳥取縣告示第五百二十七號

價格等取締規則第二條の規定により「竹製箬箱」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、届出人住所、氏名
 東伯郡泊村大字石脇一七

浦 川 源 一

二、届出品及び價格

(一)品名 月兎箬箱

(二)販賣價格 單位 一個

品種 製造業者販賣價格 最終販賣價格

無地もの 一〇圓二〇 一一圓二〇

漆塗模様なし 一三、〇〇 一五、七〇

漆塗模様入 一五、八〇 一九、〇〇

三、右の販賣價格は鳥取縣生活用品價格査定委員會の査定を受け、同委員會の査定を受けた旨の證紙を貼付し

00284

たものの價格である。
四、この告示後、物價廳長官又は知事が別の額を指定したときはこの届出額は失効する。

◇鳥取縣告示第五百二十八號

物價廳告示第二百二十二號(漬物類の販賣價格の統制額指定の件)中(六)の規定に依り消費地域を次のように指定する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

消費地域

- 鳥 取 市
- 米 子 市
- 倉 吉 町
- 境 町

◇鳥取縣告示第五百二十九號

昭和二十一年八月鳥取縣令第五十六號鳥取縣青果物並びに加工品販賣業許可規則によりこれが業者を次のやうに許可

した。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

青果物加工並びに加工品販賣業者

- | 番 號 | 氏 名 | 住 所 | 業 態 |
|-----------|---------|--------------|--------|
| 四二〇 | 白 井 邦 | 西伯郡彦名村 | 加工小賣 |
| 四二一 | 内 田 茂 同 | 同 | 同 |
| 四二二 | 原 久 雄 | 米子市末廣町一 | 同 |
| 青果物小賣業許可者 | | | |
| 番 號 | 氏 名 | 住 所 | 取扱品の種類 |
| 四二三 | 墨 土 とみ | 鳥取市 二階町一丁目六二 | 野菜果實 |
| 四二四 | 中 村 幸子 | 同藪片原町四八 | 同 |

◇鳥取縣告示第五百三十號

岡山縣では縣令第百十二號を以て「コレラ」豫防のため傳染病豫防法第十九條の定めにより昭和二十一年十二月十三日から當分の間和氣郡日生町、園及び同郡福河村大字寒河の一部(つぐら峠より北伊里村境界に至る線以西)の區域

00285

内の交通を遮断し並びにその区域内において祭禮、供養、興行、集會等のため人の群集することを禁止し、違反した者は拘留又は料りに處せらるゝ縣令を公布した旨通報があつた。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

正 誤

十二月六日附鳥取縣令第八十七號宿屋營業規則同第八十八號藝妓及藝妓屋營業規則を次の通り正誤する。

- 二頁の下段 三、二階以上……標示シ置クコトの次に三頁の下段 四、調理場へ……につく。
- 五頁の上段 第五條を「藝妓へ左ノ各號ヲ遵守スベシの次に二頁の下段 一、營業中へ免許證ヲ携帯スルコト以下三頁の下段 第二十條……ノ事項ヲ添付シまでつゞき、更に五頁の上段終りから二行目所轄警察署ニ届出ツヘシ……以下同頁の下段へすつとつゞく。